|  |
| --- |
| 入　札　公　表  平成３０年３月６日  次のとおり一般競争入札に付します。  公益財団法人広島市みどり生きもの協会  理 事 長　岡　村　　清　治  １　一般競争入札に付する事項  ⑴　業務名  大芝公園交通ランドにおける自動販売機による商品販売業務  ⑵　履行の内容等  入札説明書並びに契約書及び仕様書等による。  ⑶　設置する自動販売機の販売商品及び台数  ア　清涼飲料水等（缶、ペットボトル）　４台  イ　清涼飲料水等（紙パック）　　　　　１台  ウ　菓子　　　　　　　　　　　　　　　１台  エ　氷菓　　　　　　　　　　　　　　　１台  　　　 自動販売機は合計７台とする。  ⑷　予定販売数量  　　　 別紙「予定販売数量」のとおり。  ⑸　契約期間  平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで  　　 ただし、契約期間満了日の１か月前までに、当協会からなんらの意思表示がないときは、引き続き１年間更新するものとし、以後この例による。（平成３４年３月３１日以降は更新しないものとする。）  ⑹　入札事項  　ア　入札は、販売品目の中から代表品目を定めて、その販売単価に対する販売手数料率で行うこととする。  　イ　前記アの販売単価には取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとする。  ⑺　履行場所  大芝公園交通ランド（自動販売機の設置場所は別紙「設置位置図」のとおり。）  広島市西区大芝公園１番５０号  ⑻　入札方式  本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。  ⑼　入札の方法  ア　入札書は、代表品目の販売手数料率を記載すること。  　　イ　入札書に記載する販売手数料率は、小数第二位までとする。  ⑽　入札区分  本件業務は、入札書を持参して提出する紙入札案件である。  ２　入札参加資格  次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。  ⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。  ⑵　広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。  ⑶　清涼飲料水等の製造事業者、清涼飲料水等の製造事業者が出資している販売事業者、又は日本自動販売協会（ＪＡＭＡ）の正会員として加盟している事業者で、現に活動している者。  ⑷　取扱飲料メーカーが２社以上あること。  ⑸　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（入札参加資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）  ３　一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法  本協会のホームページ（http://www.midoriikimono.jp/）のトップページの「お知らせ　入札・契約情報」→「入札予報・入札結果　平成３０年度分」→該当入札案件の「詳細はこちら」→「添付資料」からダウンロードできる。  ４　契約条項を示す場所等  ⑴　契約条項を示す場所  本協会のホームページ（前記３に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。  ⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法  本協会のホームページからダウンロードできる。  ⑶　契約担当課（契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先）  〒７３０－００１１  広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内  公益財団法人広島市みどり生きもの協会  緑化管理部 経営企画課  電話　０８２－２２８－０８１５（直通）  ⑷　入札書の提出方法  後記⑺の開札日時に、開札場所に持参して提出すること。  なお、郵送、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。  ⑸　入札執行課  〒７３０－００１１  広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内  公益財団法人広島市みどり生きもの協会  緑化管理部　経営企画課  電話　０８２－２２８－０８１１（直通）  ⑹　入札回数  入札回数は、３回限りとする。  　　　 初度入札又は再度入札において、予定販売手数料率以上の手数料率をもって有効な入札がない場合、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。  ⑺　開札の日時及び場所  ア　日時　平成３０年３月１６日（金）午前１０時３０分  イ　場所　広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内  公益財団法人広島市みどり生きもの協会　１階　入札室  ⑻　開札  ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。）  イ　開札の結果、予定販売手数料率以上で有効な入札書を提出した最高入札販売手数料率提示者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。  ウ　落札候補者となるべき同率の入札をした者が２者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。  エ　その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領を準用するものとする。  ５　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出  落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。  ⑴　提出場所  前記４⑸に同じ。  ⑵　提出部数  提出部数は、１部とする。  なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。  ⑶　提出期限  平成３０年３月１６日（金）の午後５時まで  ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合、別途提出期限を指定する。  なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。  ⑷　その他  入札参加者は、資格確認申請書等を前記⑶の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。  ６　一般競争入札参加資格の確認  一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記５により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本協会から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。  ７　落札者の決定  ⑴　前記６により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。  ⑵　落札者の決定結果は、入札参加者全員にＦＡＸ等により通知する。  ８　その他  ⑴　入札保証金  要。ただし、保険会社との間に本協会を被保険者とする入札保証金契約を締結して本協会に提出した場合、又は、過去２年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき、入札保証金を免除する。詳細は、入札説明書による。  ⑵　入札の無効  次に掲げる入札は、無効とする。  ア　本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札  イ　資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札  ウ　販売手数料率を訂正したもの  エ　再度入札又は再々度入札を実施する場合において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最高販売手数料率以下の率でした入札  オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札  ⑶　契約保証金  要。ただし、規則第３１条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。  ⑷　契約書の作成の要否  要  ⑸　入札の中止等  本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。  ⑹　その他  詳細は、入札説明書による。 |